

作成日：2014年11月21日

## シンガポール共和国

特許庁の所在地

Intellectual Property Office of Singapore (IPOS)

51 Bras Basah Road,  
#04.01 Plaza by the Park,  
Singapore 189554

TEL: 65- 6339- 8616

FAX: 65- 6339- 0252

E-mail: [ipos\\_enquiry@ipos.gov.sg](mailto:ipos_enquiry@ipos.gov.sg)

Website: [www.ipos.gov.sg](http://www.ipos.gov.sg)

## 目 次

### < 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 特許審査ハイウェイ実施状況
3. 現地代理人の必要性有無
4. 現地の代理人団体の有無（存在する場合は連絡先も含む）
5. 出願言語
6. その他関係団体（連絡先）
7. 特許情報へのアクセス

### < 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）
11. 留意事項

### < 意匠制度 >

1. 現行法令
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

## 共通情報

### 1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (PCT)
- (3) 微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約 (Budapest Treaty)
- (4) WIPO 設立条約 (WIPO 条約)
- (5) 世界貿易機関設立協定 (WTO)
- (6) 標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定  
(Nice Agreement)
- (7) 植物新品種の保護に関する国際条約 (UPOV 条約)
- (8) 意匠の国際登録に関するハーグ協定 (Hague Agreement)
- (9) 標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書 (Madrid Protocol)

### 2. 特許審査ハイウェイ実施状況

日本国特許庁のウェブページに特許審査ハイウェイ (PPH: Patent Prosecution Highway) の実施状況について詳細の説明があります。

[http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t\\_torikumi/patent\\_highway.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/patent_highway.htm)

日本・シンガポール PPH については、以下を参照下さい。

[http://www.jpo.go.jp/torikumi/t\\_torikumi/pph\\_singapore/nihongo.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/pph_singapore/nihongo.htm)

### 3. 現地代理人の必要性有無

シンガポールに居住していない出願人は、特許登録局に対して業務をする資格を有する登録された代理人を選任しなければなりません。

### 4. 現地の代理人団体の有無

- (1) Association of Singapore Patent Agents

C/O 11 Keppel Road RCL Centre #09-01 Singapore 089057

Website: <http://aspa.org.sg/main1.htm> Email: [mail@aspa.org.sg](mailto:mail@aspa.org.sg)

- (2) AIPPI (Association Internationale pour la Protection de la Propriete Intellectuelle)-Singapore Group

Website: <http://www.aippi.org.sg/aboutus.html>

- (3) Asian Patent Attorneys Association-Singapore Group

Website: <http://www.apaaonline.org/regional/Singapore.html>

### 5. 出願言語

英語です。

**6. その他関係団体（連絡先）**

JETRO SINGAPORE CENTER

Hong Leong Building, #38-04 to 05.16 Raffles, Singapore

TEL; 65- 6221- 8174 Fax: 65- 6224- 1169

**7. 特許情報へのアクセス**

<http://www.ipos.gov.sg>

<http://www.ipos.gov.sg/Services/FilingandRegistration/GettingStartedwithServices/eSearch.aspx>

<http://www.ipos.gov.sg/AboutUS/AnnualReports.aspx>

## 特許制度

### 1. 現行法令について

2007年4月1日施行の2007年の改正法が適用されておりましたが、新たな改正法が2012年に国会を通過し、その改正特許法が2014年2月14日に施行されました。

[改正法の主な内容]

- (1) 自己評価制度から積極的許可制度への変更 (Self Assessment から Positive Grant System へ)
- (2) ファースト・トラック (Fast Track) 及びスロー・トラック (Slow Track) 制度の廃止
- (3) 補充審査制度 (Supplemental Examination System) の採用
- (4) 特許権の回復 (Restoration After Lapse) の要件の変更
- (5) 特許付与後の特許の再審査 (Re-examination) の廃止、等です。

[適用の対象となる出願]

- ① 2014年2月14日以降に提出された出願 (パリルートによる出願)
- ② 2014年2月14日以降に国内段階に移行された国際出願
- ③ 2014年2月14日以降に分割出願された出願

### 2. 特許出願時の必要書類

#### (1) 願書 (Request)

発明者の氏名及び住所、出願人の名称及び住所、優先権を主張する場合は、最初の出願の情報等、国際博覧会に展示されたか否かの情報、微生物に関する情報等、及び現地代理人の宛名等を記載します。

#### (2) 委任状 (Power of Attorney)

提出不要です。

#### (3) 明細書、クレーム及び要約 (Specification, Claims & Abstract)

#### (4) 必要な図面 (Drawings)

#### (5) 優先権証明書 (Priority Document)

提出は不要です。

### 3. 料金表 (単位: シンガポール・ドル)

(1) 出願料金	160
国内段階移行出願料金	200
(2) 早期公開請求料金	50
(3) 調査請求料金	1,925
(4) 調査及び審査請求料金	2,600
(5) 審査請求料金	1,350

(6) 補充審査請求料金	無料
(7) 審査官のレビュー請求料金	1,350
(8) 期間延長費用（各月当たり）	200
(9) 特許付与料金	200
・クレーム 25 項以上 1 項当たり	20
(10) 特許維持年金	
① 第 5 年度～7 年度（各年当たり）	140
② 第 8 年度～10 年度（各年当たり）	270
③ 第 11 年度～13 年度（各年当たり）	350
④ 第 14 年度～16 年度（各年当たり）	490
⑤ 第 17 年度～19 年度（各年当たり）	600
⑥ 第 20 年度	710
⑦ 第 21 年度～第 25 年度（各年当たり）	950

#### 4. 料金減免制度について

料金減免制度の規定が存在するか不明です。

#### 5. 実体審査の有無

実体審査を採用しております。

#### 6. 出願公開制度の有無

出願公開制度を採用しております。

#### 7. 審査請求制度の有無

審査請求制度を採用しております。

#### 8. 出願から登録までの手続の流れ

出願書類は、シンガポール知的所有権庁・特許登録局に提出します（IPOS）。  
 なお、従来シンガポール特許登録局は審査等をオーストラリア特許庁、オーストラリア特許庁やデンマーク特許庁に委託しておりましたが、今回の改正法によりますと、シンガポール特許登録局においても独自に特許要件を審査する方向とのことです。

以下、今回の改正内容を含めて、登録までの手続の流れを説明します。

##### (1) 予備審査（方式的要件審査）：

- ① 出願日を付与するための要件が満たされているか否かが審査されます。  
 この基本的な要件が満たされていないと判断された場合、出願人に通知され、その通知日から 1 ヶ月以内に要件を満たすようにしなければなりません。

この期間内に基本的要件を満たさなかった場合、出願は放棄されたものとみなされます。

②上記基本的要件を満たしていると判断した場合、方式的な要件が満たされているか否か審査されます。

(2)特許要件：

特許を受けるためには、新規性、進歩性及び産業上の利用性の要件を満たさなければなりません。

①不特許事由について；

次の発明は特許を受けることができません。

(a)公序良俗に反する恐れのある発明の場合、

(b)人体や動物の治療方法、処置方法の場合、

但し、かかる方法に使用するための物質や組成物で構成される製品は特許を受けることができます。

(c)発見、科学的理論及び数学的方法の場合、

(d)精神活動、ゲーム若しくは業務を行うための、規則及び方法の場合、

(e)コンピュータプログラム、

等です。

②新規性：

発明が、技術水準の一部を構成していないことが必要です。

技術水準は、優先日前にシンガポール国内を含み世界中のいずれかの場所において、書面や実施等により、公衆が入手可能であった全てのものが含まれます。所謂「絶対的新規性」が採用されています。

また、わが国の特許法 29 条の 2 と同様な規定も設けられています。

但し、この規定は、出願人が同一の場合でも適用されます (Whole Contents Approach です)。

<新規性喪失の例外>

(a)出願日前 (優先権が主張されている場合は優先日前) 12 ヶ月以内における特許を受ける権利を有する者の意に反することにより、発明が公表された場合、

(b)出願日前 (優先権が主張されている場合は優先日前) 12 ヶ月以内における国際博覧会に出品したことにより、発明が公表された場合、

(c)出願日前 (優先権が主張されている場合は優先日前) 12 ヶ月以内における特許を受ける権利を有する者により、学会に発表することにより、発明が公表された場合、です。

(3)出願公開：

出願日 (又は優先日) から 18 ヶ月経過後、出願内容が公開されます。

出願人は、早期公開を請求することもできます。



#### (4) 実体審査：

##### ① 通常の実体審査 (Substantive Examination) 請求及び修正実体審査 (Modified Substantive Examination) の採用：

シンガポールでは、特許権を取得するためには、通常の実体審査請求、及びいわゆる修正実体審査請求の二通りの審査請求制度を採用しております。

「通常の実体審査」とは、特許庁が独自に進歩性等の特許要件を審査する方法です。

「修正実体審査」とは、対応外国出願がされた所定官庁の審査結果や特許性に関する国際予備審査報告 (IPRP) を提出することにより、特許された対応外国出願のクレームをシンガポール出願のクレームに一致させることにより特許を付与し、実体審査は行わずに登録する方法です。

しかし、この方法は次のような問題がありました。

(a) 対応外国出願の審査結果が「否定的」な場合であっても、シンガポール出願が特許されること

(b) シンガポール出願については、実質的な審査が行われていないためにシンガポールの特許法等に反するような発明 (保護対象の相違等) まだが登録されていること

即ち、シンガポール特許法は権利内容 (有効性) について特許庁は一切責任を負わず、出願人自身にその判断を委ねていた訳です (Self Assessment System です)。このような考え方が、一般的に「自己評価制度」又は「自己査定制度」等と呼ばれる所以です。

そこで、今回の改正法により、「修正実体審査」において審査結果が肯定的な場合にのみ登録する肯定的/積極的な特許付与制度 (Positive Grant System) に改められました。

##### ② 補充審査制度 (Supplemental Examination System) の採用

上述しましたように、改正後は修正実体審査において対応外国出願における審査等結果が否定的な場合には、その発明はシンガポールで登録を受けることができなくなり、審査等結果が肯定的な場合にのみ登録するようになりました。更に、対応外国出願における審査等結果が肯定的な場合においても、シンガポール特許庁の審査官が審査する「補充審査制度」 (Supplementary Examination System) が導入され、シンガポール特許法の固有の要件について審査されることになりました。

この補充審査の請求は、出願日 (又は優先日) から 54 ヶ月以内にする必要があります。なお、補充審査請求料金 (Official fee) は無料とされております。

[補充審査の内容]

この補充審査においては、形式的な審査のみが行われると言われております。具体的には、

- (a) 新規事項が追加されていないか否か、
- (b) 公序良俗に反しないか否か、
- (c) 対応外国出願のクレームとシンガポール出願のクレームが対応しているか否か、
- (d) 医療方法に該当するか否か、等です。

③ ファースト・トラック (First Track) 及びスロー・トラック (Slow Track) 制度の廃止

従前の審査請求手続には時期的要件について選択枝が多く、複雑な2種類の審査請求制度の手続き(「Fast Track」と「Slow Track」)が採用されておりました。即ち、審査請求の時期について、

- (a) 原則的に、出願日(又は優先日)から21ヶ月以内に審査請求をする(対応外国出願の審査結果等を提出する場合は42ヶ月)(ファースト・トラック)制度、及び
- (b) 出願日(又は優先日)から、39ヶ月以内に審査請求をする(対応外国出願の審査結果等を提出する場合は60ヶ月)制度(スロー・トラック)です。更に上記2つの時期が設けられている関係で、出願を特許可能にする状態にする、所謂アクセプタンス期限(Acceptance Due Date)が設けられていました。

この度の改正により、上記ファースト・トラック及びスロー・トラックの制度は廃止され一本化されることになり、アクセプタンス期限は廃止されることになりました。

審査及び審査請求期限は次の通りです。

(A) 出願人がシンガポール特許庁による調査及び審査を請求するルート我希望する場合：

- ① 出願人は、先ず特許庁に調査のみを請求することができます。  
この場合には、出願日(又は優先日)から13ヶ月以内に請求する必要があります。
- ② 上記調査請求を選択した場合、出願人は出願日(又は優先日)から36ヶ月以内に審査請求をする必要があります。
- ③ 出願人が調査及び審査請求を同時行われることを希望する場合には、出願日(又は優先日)から36ヶ月以内に請求する必要があります。

(B) 所定官庁における対応外国出願における調査結果、又は対応PCT出願の国際段階における調査結果に基づき、シンガポール特許庁に審査を請求するルート我希望する場合：

この場合、出願人は所定官庁の調査の結果の提出と共に、審査請求を出願日(又は優先日)から36ヶ月以内にする必要があります。

上記(A)及び(B)のルートの場合において、審査請求期限が出願日(又は優

先日) から 36 ヶ月以内に一本化されました。

(C) 所定官庁における対応外国出願の調査及び審査の最終結果、又は対応 PCT 出願の国際段階における審査の最終結果を提出するルートを希望する場合 (Foreign Route) :

この場合、出願人は審査の最終結果を提出すると共に、「補充審査請求」を出願日 (又は優先日) から 54 ヶ月以内にする必要があります。

それでは、上記それぞれの手続きについて以下、説明します。

(5) 各ルートにおける手続き :

(I) 出願人がシンガポール特許庁による調査及び審査を請求するルート、又は所定官庁の調査結果に基づき審査を請求するルートを希望する場合 (Local & Mixed Routes) :

- ① 上述しましたように、このルートの場合には出願人は出願日 (又は優先日) から 36 ヶ月以内に審査請求をする必要があります。
- ② 審査官は、出願内容が特許要件を満たしているかどうか審査、即ち、内容が肯定的 (Positive) であるか、或いは否定的 (Negative) であるかを審査します。
- ③ 審査した結果、出願内容が特許要件を満たし、肯定的であると判断した場合には肯定的審査報告 (Positive Examination Report) を発行し、その後、適格性通知 (Notice of Eligibility) が発行され、当該通知の発行日から 2 ヶ月以内に登録料を納付することにより、特許が付与されます。
- ④ 一方、審査の結果が特許要件を満たさず、否定的であると判断した場合には、審査官は書面による見解書 (Written Opinion) を発行し、出願人にその旨を連絡します。
- ⑤ 出願人は書面による見解書を受領した場合当該見解書の発行日から 5 ヶ月の期間内に、明細書等の補正書や意見書を提出、書面見解書に対して応答することができます。  
なお、この 5 ヶ月の期限は延長できないとの見解です。
- ⑥ 補正書等の提出により、審査官が特許要件を満たしているとの見解を有する場合には、上述しました適格性通知が発行されることとなります。  
一方、この応答書の提出によっても依然として特許要件を満たしていないと判断された場合、義務的ではありませんが更に 5 ヶ月間の期間を指定して、書面見解書が発行されることもあります。  
或いは、拒絶意向通知 (A notice of intention to refuse the application) が発行されます。
- ⑦ 出願人は、この拒絶意向通知の発行日から 2 ヶ月以内に「レビューの請求」 (Request for Review) をすることができます。  
或いは、レビューを請求する代わりに、発行日から 2 ヶ月以内に審査を再開

するために分割出願をすることができます。

なお、この2ヶ月の期間は最大6ヵ月間、月単位の延長料金を納付することにより延長することができます。

レビューを請求する際に意見書の提出は可能ですが、補正書の提出につきましては未解決な拒絶理由 (Unsolved objections) の解消に適合する場合にのみ認められるとのことです。

- ⑧このレビューの請求後は、新たな審査官が出願内容を検討し、その結果再検討の報告を、適格性通知として又は拒絶通知 (Notice of Refusal) として発行します。

出願人は、この拒絶の通知日から手続的な内容に関しては14日以内に、実体的な内容に関しては2週間以内に高等裁判所へ不服申し立てをすることができます。

- ⑨拒絶通知の発行日から2ヶ月後に出願は最終的に拒絶となります。

なお、この2カ月の期間内に拒絶を回避するために分割出願をすることもできます。

- ⑩所定官庁の対応外国出願による調査結果に基づき審査の請求を希望する場合の手続きも上記の手続きの流れと同様となります。

ここで、「所定官庁による対応外国出願」とは、改正前と同様にオーストラリア、ニュージーランド、米国、カナダ (英語出願)、英国、欧州 (英国)、日本及び韓国の官庁への出願をいいます。

- (II) 所定官庁における対応外国出願の調査及び審査の最終結果、又は対応 PCT 出願の国際段階における審査の最終結果を提出するルート我希望する場合 (Foreign Route) :

- ①このルートを選択する場合、出願人は対応外国出願における審査等の最終結果、又は対応 PCT 出願の場合は特許性を有する国際予備報告 (IPRP) の写しを提出する必要があります。

- ②出願人は、出願日 (又は優先日) から54ヶ月以内に「補充審査」請求 (Request for Supplementary Examination) をしなければなりません。

- ③出願人が提出した肯定的な対応外国出願の審査結果等に基づき、審査官は補充審査請求のあった出願について、シンガポールの特許法等に規定する特許要件を満たしているか否かについて審査を行います。

なお、この場合の審査は新規性等の有無についての実体的要件は、既に対応外国出願の官庁にて審査がされておりますので、シンガポール特許法等における方式的な要件の審査に限定されます。

- ④審査の結果、シンガポール特許法等における方式的要件を満たしているとの見解を有する場合には、肯定的な審査報告書 (Positive Examination Report) が発行され、その後適格性通知 (Notice of Eligibility) が発行されます。

適格性通知日から2ヶ月以内に登録料を納付 (Request for Grant) することにより、特許が付与 (Grant) されます。

- ⑤一方、審査の結果、特許要件を満たしていないと判断された場合には、書面見解書 (Written Opinion) が発行されます。なお、この通知は1回限りとされております。
- ⑥出願人は、上記書面見解書を受領したときは当該見解書発行日から3ヶ月以内に、補正書や意見書を提出し応答することができます。
- ⑦出願人の応答後、審査官が特許要件の不備を解消したと判断した場合には、適格性通知を発行し、出願人に通知します。
- ⑧一方、特許要件を依然として満たしていない判断された場合には、拒絶意向通知が発行され、出願人はその通知の発行日から2ヶ月以内に特許庁にレビューの請求 (Request for Review) をすることができます。
- ⑨レビューの請求があると、新たな審査官が再検討の報告を、適格性通知又は拒絶通知 (Notice of Refusal) として発行します。拒絶通知の発行日から2ヶ月目に出願は拒絶となります。

或いは、発行日から2ヶ月以内に分割出願もすることができます。

#### (6) 特許付与申請 (Request for Grant)

出願人は適格性通知が発行された場合には、その通知の発行日から2ヶ月以内に登録料を納付することにより、特許が付与されます。

#### (7) 分割出願

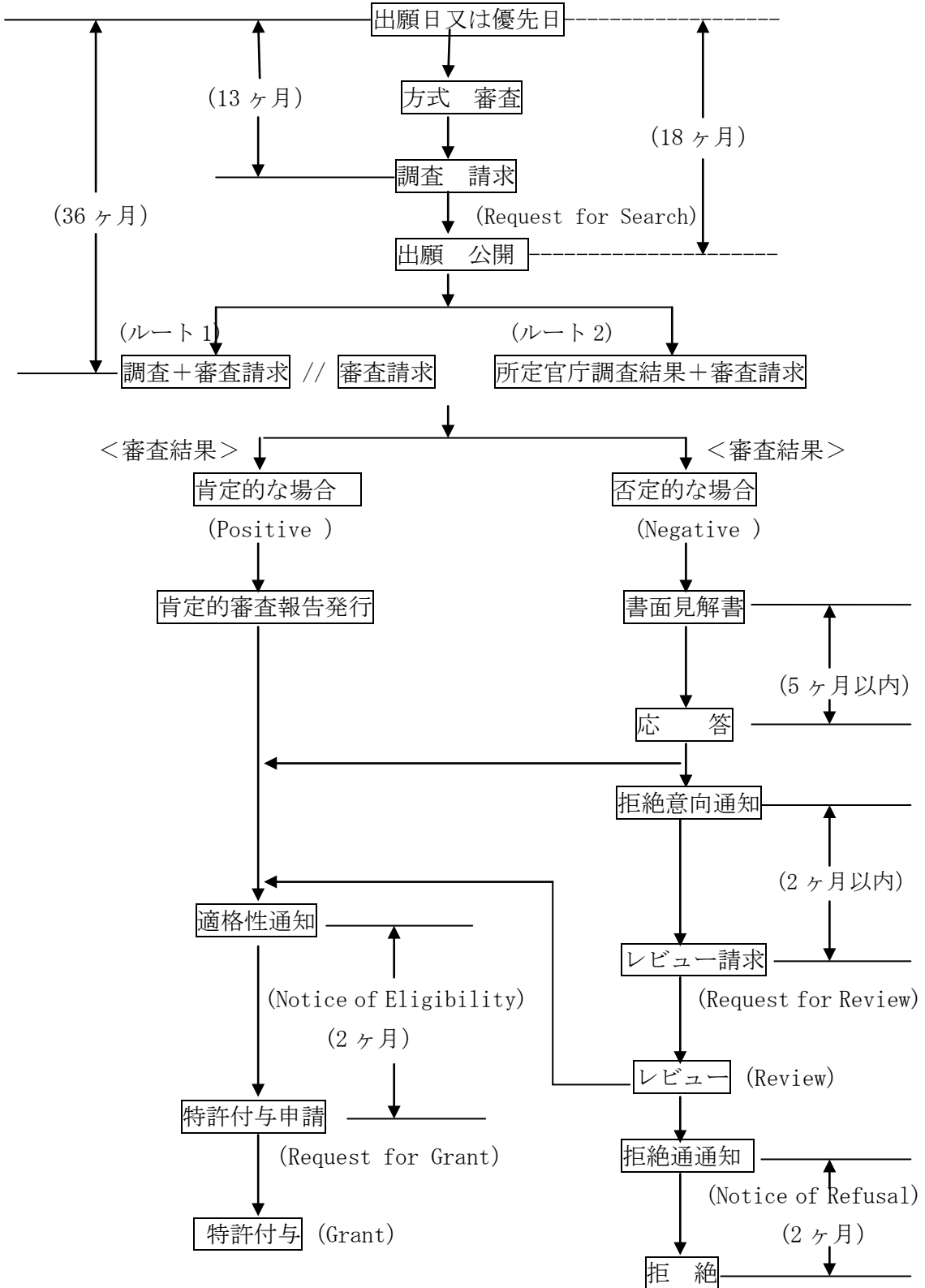
出願が係属中に、分割出願をすることができます。

#### (8) 不服申し立て

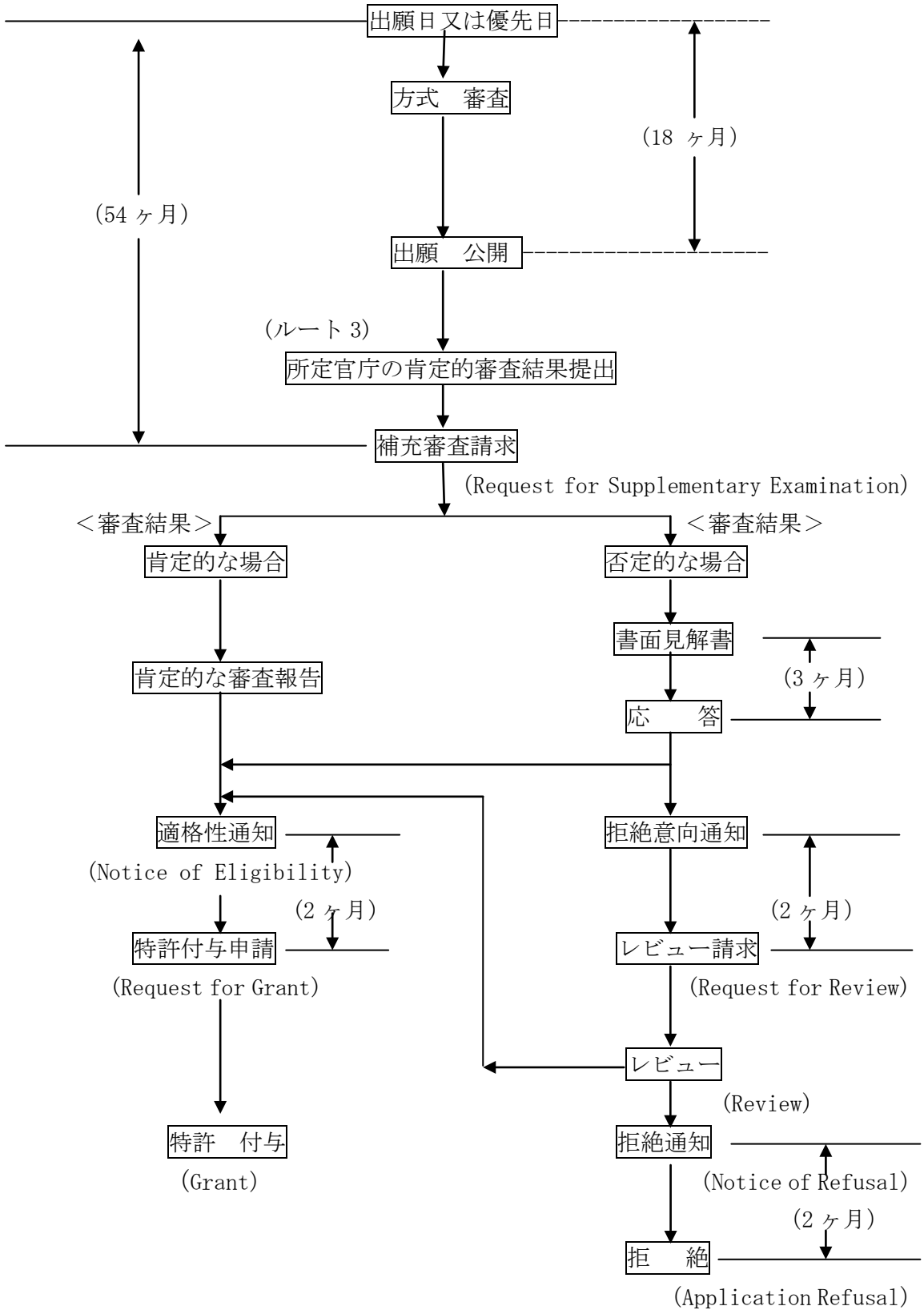
登録官の決定に対して不服を有する者は、高等裁判所に不服申し立てをすることができます。

出願から登録までのフローチャート

(1) シンガポール特許庁に実体審査を請求する場合 (Local & Mixed Routes)



(2) 所定官庁の審査結果を利用する場合 (Foreign Route)



## シンガポール・日本国特許庁間の特許審査ハイウェイ（PPH）に関して

両国の特許審査ハイウェイ施行プログラムは2009年7月1日から開始されております。

以下、シンガポール出願において日本出願を基礎として早期審査を申請するための要件を概説します。

### (1) 申請要件

- ①シンガポール出願が、日本出願により適法に優先権を主張していること、
- ②シンガポール出願が、日本出願の優先権を主張する PCT 出願の国内段階移行出願であること、
- ③シンガポール出願及び日本出願が共に PCT 出願の優先権を主張する PCT 出願の国内段階移行出願であること、
- ④シンガポール特許庁が、シンガポール出願について調査及び審査報告作成の請求書を受理しておらず、審査報告書又は調査・審査報告書が発行されていないこと、等です。

### (2) 申請手続

- ①適正に記入した特許様式を提出すること。
- ②次のいずれかの書類を提出すること。
  - (a) 日本国特許庁により認定された、申請の基礎となる日本国出願の特許公報の写し、又は
  - (b) 調査及び審査の最終結果の書類と、申請の基礎となる日本国出願の最終結果で参照されている特許請求項の写し
- ③申請様式がオンライン又は電子媒体で提出された場合、IPOS-JPO PPH acceleration requested という文言を申請様式の Remarks 欄に挿入する必要があります。
- ④申請様式が Service Bureau を通じて紙媒体で提出された場合、申請様式と共にカバーレターを提出する必要があります。  
カバーレターには、そのタイトルに IPOS-JPO PPH acceleration requested との文言を含まなければなりません。
- ⑤その後の特許庁との通信文書には、IPOS-JPO PPH acceleration requested の文言を付する必要があります。

### (3) 早期審査手続

PPH 施行プログラムに基づき早期審査が申請された出願は、その後特許法等に従って処理されます。

## 9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

- (1) 特許権の存続期間は、出願日から 20 年です。登録日から発生します。



- (2)年金は、特許付与後から開始され、特許付与日が出願日から5年を経過していた場合には、5年度年金から遡って納付する必要があります。  
その後の年金は、対応する出願日が基準となります。

## 10. PCT 国内段階移行手続

- (1)時期：優先日から30ヶ月以内です。
- (2)提出する書類：
- ①国際出願の明細書等の英語による翻訳文の提出が必要です。
  - ②翻訳文には、翻訳者の宣誓書の添付が必要となります。
- (3)早期処理の請求(Early Processing)：
- 国際出願後、早期に国内移行を希望する場合、早期処理の請求をすることができます。
- (4)審査手続き：
- シンガポール国内移行出願についての審査手続きは次の手続きの選択が可能です。
- ①国際出願日(又は優先日)から36ヶ月以内に審査請求をする必要があります。
  - ②対応外国出願の審査結果又は国際出願の特許性に関する国際予備報告(IPRP)に基づき、特許付与を求める場合には、国際出願日(又は優先日)から54ヶ月以内に補充審査の請求(Request for Supplementary Examination)をする必要があります。

## 11. 出願(審査)に際し留意すべき事項

- (1)上述しましたように、改正法は
- ①パリルートによる出願の場合には2014年2月14日以降の出願、
  - ②国際出願の場合には国内移行日が2014年2月14日以降の出願、又
  - ③分割出願の場合には現実の分割出願日が2014年2月14日以降の出願、
- に対して適用されます。
- 従いまして、2014年2月14日以前の出願に対しては、依然として従来 of 法律が適用されますので留意して下さい。
- (2)審査請求期限に関して：
- ①従来、ファースト・トラックの場合には出願日(又は優先日)から21ヶ月以内に、又はブロック・エクステンション(Block Extension)を請求することにより、スロー・トラックの場合には39ヶ月以内に審査請求をする必要がありました。
- この度の改正により、審査請求期限が36ヶ月に短縮され、国際出願の国内移行を優先日から30ヶ月間際に行った場合には、実質的に審査請求をする期間は6ヶ月程度しか残っておりません。

従いまして、審査請求の期限については十分留意する必要があります。

②審査請求（出願日等から 36 ヶ月以内）を検討中に、その期限を何らかの理由により徒過してしまった場合には、審査請求をすることができなくなります。この場合、対応外国出願が所定官庁にされている場合には、対応外国出願の審査結果を提出し補充審査請求を出願日等から 54 ヶ月以内に行うことができますので、十分留意しておいて下さい。

③審査請求後、補正書等の提出によっても肯定的な審査結果を得ることができなかった場合には、拒絶通知が発行され出願人は再検討の請求（Request for Review）をすることができます。

再検討の結果、出願が依然として否定的であった場合には、更に分割出願をすることができますので留意して下さい。

なお、この分割出願は米国出願における継続出願（Continuation Application）と同様な出願を意味します（現地代理人からの見解によりますと）。

(3) 補充審査請求に関して：

①対応外国出願の審査結果を提出するルートの場合、補充審査を請求することが必要となりました。

この審査請求期限は、出願日（又は優先日）から 54 ヶ月以内となっておりますので、その期限管理には十分に留意する必要がありますので、留意して下さい。

②補充審査請求をする場合、必要に応じて補正書も併せて提出する必要があります。

対応外国出願の審査結果に基づくルートの場合、シンガポール出願のクレームを当該対応外国出願のクレームに合致させる必要があるからです。

補充審査はこのようにクレームが補正されているか否かも審査の対象になりますので、留意して下さい。

③既に説明しましたが、補充審査においては実体的特許要件たる新規性の有無や進歩性の有無について審査は行われません。

対応外国出願において審査されなかったシンガポールの法律における内容について審査されます。

例えば、新規事項の追加の問題に関しましては、他国においては広く認められる場合がありますが、シンガポールにおいては比較的厳格に判断されるとのことです。

このような場合には、シンガポール出願は登録を受けることができなくなりますので、留意して下さい。

また、保護対象につき対応外国出願において容認されている場合でも、シンガポールにおいては認められていない場合には、登録を受けることができなくなりますので、その点も留意して下さい。

④従来は、対応外国出願の審査結果に基づいて登録を希望する場合に、優先権主張を伴わない国際出願における移行出願が除外されていました。

この度の改正法により、優先権を主張しない国際出願の場合でも対応外国出願としての審査結果に基づく審査請求をすることができるようになりましたので、留意して下さい。

(4) 期間延長に関して：

法的な権利として、特定の書類提出期限について3ヶ月の期間の延長が認められ、且つ理由に応じて登録官の裁量により更なる期間延長が認められておりました。

この度の改正法により、法的な権利として特定の書類提出期限について6ヶ月の延長が認められるようになり、更に特定の書類の提出期限について最大18ヶ月の延長が認められるようになりましたので、留意して下さい。

(5) 特許権の回復に関して：

従来、登録料の納付を怠った場合（適切な注意を払っていたにも拘わらず（Reasonable Care）には、特許権の効力が失効した日から30ヶ月以内に回復を請求する必要がありました。

この度の改正法により、意図的ではない場合（Unintentional）にも拘わらず納付を怠ってしまった場合には、特許権の効力が失効した日から18ヶ月以内に回復の請求をしなければならないと、改正されました。

## 意匠制度

### 1. 現行法令について

2005年7月31日施行の改正意匠法が適用されております。

### 2. 意匠出願時の必要書類

出願は一つの物品について又は所定の組物について行う必要がありますが、ロカルノ分類に基づき一出願に複数の意匠を含めることも可能です。

#### (1) 願書（物品名）

出願人の名称・住所、多数意匠登録出願か否か、組物の場合には組物の構成物品の数、出願人が創作者でない場合には意匠登録を受ける権利の説明、優先権を主張する場合はその情報等を記載します。

#### (2) 図面又は写真

#### (3) 新規性に関する陳述書

新規性を主張する意匠の特徴について陳述します。

#### (4) 委任状

提出は不要です。

#### (5) 優先権証明書

#### (6) 優先権翻訳（審査官に求められた場合のみ）

#### (7) 優先権譲渡証（必要な場合）

#### (8) 出願前の秘密を要する開示に関する陳述書（該当する場合）

#### (9) 連合意匠に関する表示（該当する場合）

#### (10) 同意書（他人の肖像等を含む場合）

### 3. 料金表（単位：シンガポール・ドルです）

(1) 意匠出願	250
(2) 補正	40
(3) 回復請求	40
(4) 譲渡・ライセンス	80
(5) 意匠登録の取消し申請	400
(6) 存続期間の更新料金	
①5年間の1次更新	200
②5年間の2次更新	300
③5年間の3次更新	400
④5年間の4次更新	500
(7) 意匠登録取り消し申請	400

#### 4. 料金減免制度について

減免制度はありません。

#### 5. 実体審査の有無

新規性等の実体審査は行われず、方式審査のみで意匠登録されます。

新規性等の実体要件は登録後に取消し請求等があった場合に判断されます。

#### 6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されていません。

#### 7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されておりません。

#### 8. 出願から登録までの手続の流れ

- (1) 意匠出願は方式審査のみ行われ、新規性等の実体的登録要件の審査は行われません。
- (2) 登録官は調査を行いませんが、出願された意匠が新規性が欠如していることが明らかなる場合には出願を拒絶します。
- (3) 登録官が願書の様式、優先権主張の記載、図面、新規性について又は出願前の開示についての陳述書等、出願人が意匠の創作者でない場合における意匠登録を受ける権利についての説明等に関し不備を発見した場合には、出願人にその旨を通知し、出願人はその通知に対して指定期間内に不備の補正をすることができます。
- (4) 上記補正指令に対して出願人が応答しなかった場合には、出願は取り下げられたものとみなされ、応答によっても不備を解消できなかった場合、出願は拒絶されます。
- (5) また、登録官が明らかに不登録事由に該当していると判断した場合には、出願を拒絶することができます。
- (6) なお、下記の不登録事由は、原則として登録後に取消請求があった場合に判断されます。
- (7) 審査官が、方式的要件を満たしていると判断した場合、意匠は意匠登録簿に登録され、意匠権者に登録証が発行され、意匠の登録の告示が意匠公報等に公告されます。
- (8) 異議申立は規定されておらず、審査官の決定に対しては高等裁判所に不服申立をすることができます。
- (9) なお、出願人は所定の手数料を納付することにより、出願当初の開示範囲内において出願内容の補正をすることができます。

<不登録事由について>

意匠とは、工業的方法によって物品に応用された、新規な形状、配置、模様又は装飾と定義されております。

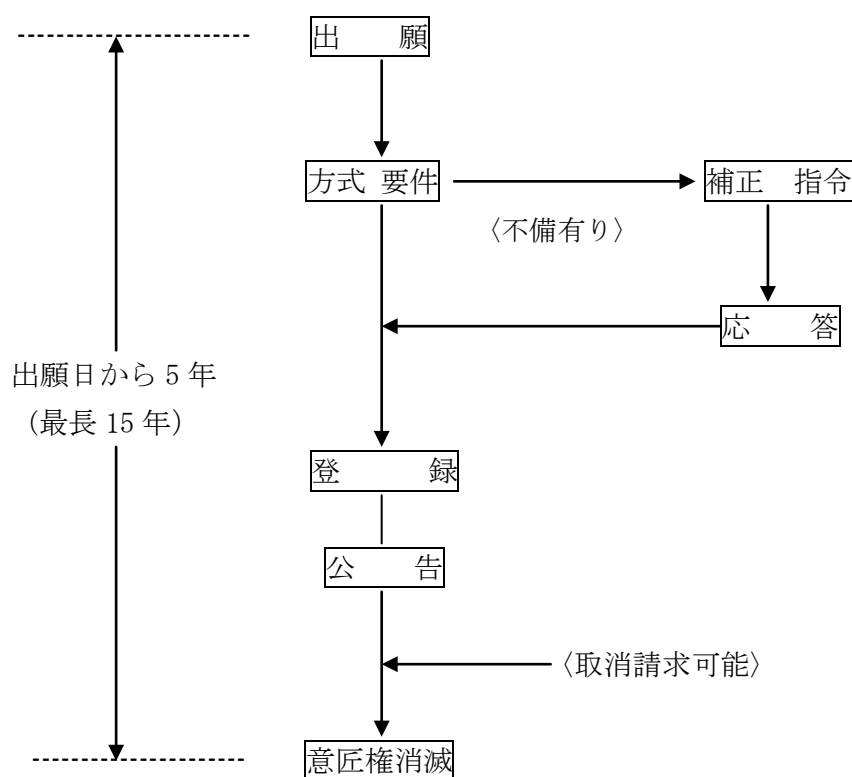
以下のものは、登録されません。

- ①意匠の定義に該当しない場合、
- ②新規性のない意匠、
- ③彫刻、
- ④壁用飾り額、
- ⑤カレンダー、名刺など、
- ⑥文学的又は芸術的性質の印刷物、
- ⑦公序良俗に反する意匠、
- ⑧コンピュータプログラム
- ⑨壁用飾り額、メダル及び大型メダル、
- ⑩配置デザイン、等です。

<新規性について>

- ①新規性を有するためには、出願日（又は優先日）前に同一又は類似する意匠が世界のいずれの場所においても公知となっていないことが必要です（絶対的新規性の採用）。
- ②但し、国際的な博覧会に意匠を出展した場合、当該博覧会の閉会日から6ヶ月以内に出願した場合、新規性喪失の例外が認められます。

## 出願から登録までのフローチャート



### 9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

- (1) 存続期間の起算日は出願日であり、存続期間は出願日から5年です。
- (2) 存続期間は5年毎に2回更新をすることができますので、最長で出願日から15年となります。
- (3) 存続期間の更新は、その満了前6ヶ月以内に行わなければなりません。満了後6ヶ月間の猶予期間が認められております。連合意匠登録の存続期間は、原登録の存続期間内となっています。

### 10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度は採用されておりません。

### 11. 留意事項

#### (1) 保護対象について

上述しましたように、意匠とは、工業的方法によって物品に適用された形状、配置、模様又は装飾の特徴と定義されておりますが、以下のものは意匠ではないとされています。

- ① 専ら物品が発揮する機能のみによって定められる物品の形状又は配置の特徴
- ② 物品が他の物品の不可欠部分を形成するよう意匠権者が意図している当該他の

物品の外観に依拠する特徴

③ある物品の機能を発揮するため当該物品を他の物品の中又は周囲に、若しくはそれに対して連結又は配置を可能とする特徴

④建築方法又は原理

(2)意匠登録の取消し

①何人も意匠登録が新規性等の登録要件を満たしていないこと、又は出願が拒絶されるべきであった他のことを理由として、登録の取消しを請求することができます。

②請求は、登録官又は高等裁判所に対して行います。



## 商標制度

### 1. 現行法令について

2007年7月2日施行の2007年の改正商標法が適用されています。

### 2. 商標出願時の必要書類

- (1) 願書（出願人は使用意思を有することが必要です）
- (2) 商品又は役務及びその区分（一出願で複数の区分を指定できますが、一区分ごとに別個の出願として出願番号が付与され、一区分ごとに別個に審査されます）
- (3) 商標の表現物（英語以外の言語の場合には、語源の記載が必要です。ローマ字以外の文字の場合には、その音訳が必要となります。）
- (4) 委任状（要求された場合のみ）
- (5) 優先権証明書（必要な場合）

### 3. 料金表（単位：シンガポール・ドルです）

(1) 出願料金	310
(2) 団体商標・証明商標	340
(3) 異議申立料金	340
(4) 更新料金	250
(5) 登録料	325
(6) 譲渡	80
(7) 登録の取消	325

### 4. 料金減免制度について

減額、免除の制度はありません。

### 5. 実体審査の有無

商標出願は実体審査の対象となります。絶対的不登録事由と相対的不登録事由の両方が審査されます。

### 6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されていません。

### 7. 審査請求制度の有無

商標出願は全件審査されますので、審査請求制度はありません。

### 8. 出願から登録までの手続の流れ

- (1) 商標出願は、方式要件、不登録事由、既登録商標と抵触するか否かについて審査されます。
- ① 審査官が、方式的要件及び登録要件を満たしていないと判断した場合、拒絶理由通知が送付され出願人は当該通知日から4ヶ月以内に応答する機会が与えられます。
  - ② 上記応答期限は延長可能ですが、当該拒絶理由通知に対して応答しなかった場合、又は当該理由を解消できなかった場合、出願は拒絶されます。
  - ③ 審査官が登録要件を満たしていると判断した場合、出願は許容されその旨出願人通知されます。
  - ④ 出願が許容されと、出願は公告され、出願公告日から2ヶ月間、何人も異議を申し立てることができます。
  - ⑤ 異議申立がなく、又は異議申立に理由なしとの決定がされた場合、商標は登録され出願人に登録証が発行されます。
- (2) 主な不登録事由は次の通りです。
- <絶対的不登録事由>
- この絶対的不登録事由は、出願された商標が主に、商標の定義を満たす商標であるか否か、商標が自他商品等の識別力を有するか否か等の観点から定められている事由です。例えば、以下のような標章が該当します。
- ① 商標の定義に該当しない標識、識別力を欠く標章、
  - ② 商品やサービスの種類、質、数量等、商品等を特定する目的で取引において使用されている、所謂記述的商標、
  - ③ 国際的又は政府間期間の名称、略称、紋章若しくは記章からなる商標、
  - ④ 公序良俗に反する標章、
  - ⑤ 悪意で出願された標章、
  - ⑥ シンガポールの法律により使用が禁止されている商標、
  - ⑦ 不正の目的でもって出願された商標。
- <相対的不登録事由>
- この相対的不登録事由とは、出願された商標が、他人の商標と抵触するか否かの観点から定められている事由です。例えば、以下のような商標が該当します。
- ① 他人の登録商標と同一又は類似する商標であって、その登録商標と同一又は類似する商品又は役務について使用する商標、
  - ② 他人の周知商標と同一の商標。
- (3) 異議申立について
- ① 何人も、出願の受理の公告日から2ヶ月以内に登録官に異議申立てをすることができます。
- なお、この2カ月の期間は、延長の理由を提示することにより公告日から4ヶ月の延長可能とされております。

②出願人は、異議申立通知書の写しを受領から2ヶ月以内に答弁書を提出することができます。

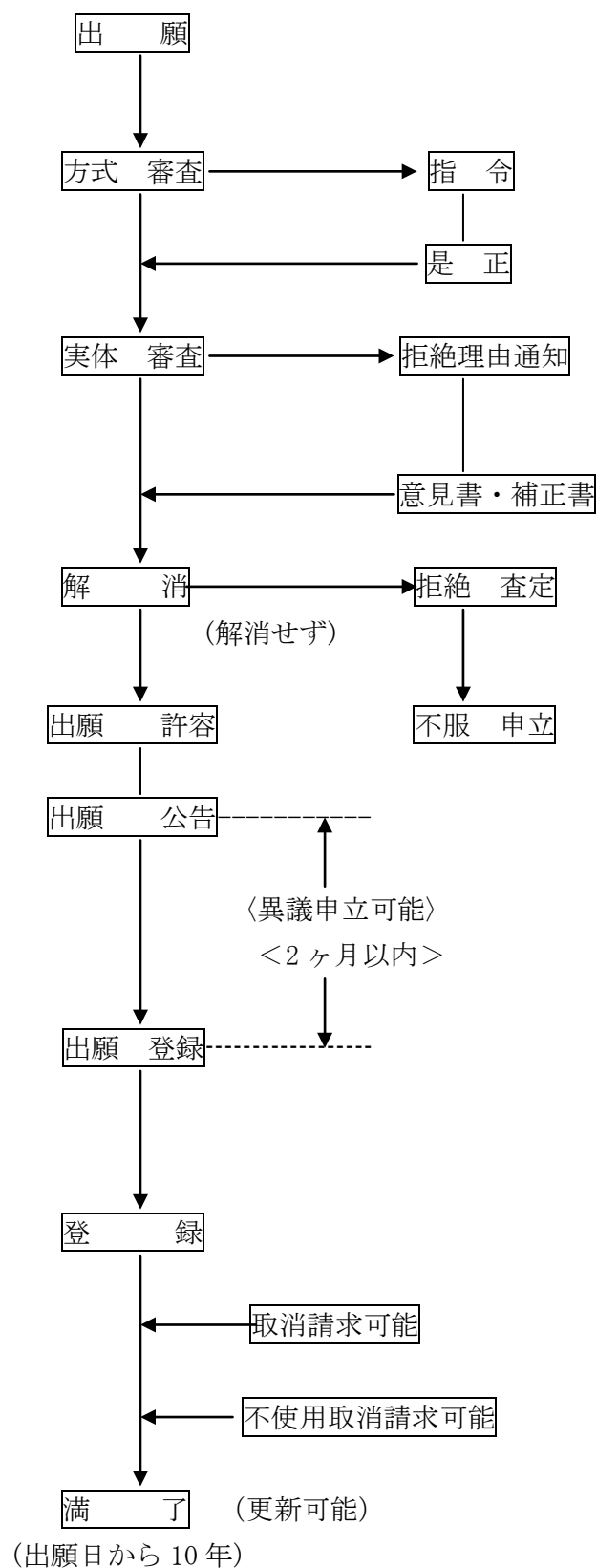
なお、答弁をしなかった場合、出願は取りさられたものとみなされます。

③出願人と異議申立人間における証拠書類の提出による応答・提出終了後にヒヤリングが行われ、登録官は異議申立てについて決定をする。

(4)不服申立について

拒絶や異議の決定に対しては、高等裁判所に対して不服を申立てることができます。

出願から登録までのフローチャート



## 9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

- (1) 商標権の存続期間は出願日から起算して10年です。登録日より発生します。
- (2) 存続期間は、更新出願により10年間更新をすることができます。  
更新をするためには存続期間の満了前6ヶ月以内に更新出願をしなければなりません。存続期間満了後6ヶ月以内であれば、追加料金の支払いを条件に更新することが可能です。

## 10. 出願時点での使用義務の有無

商標出願時には、商標を実際に使用している必要はありません。  
しかし、使用する善意の意思は必要とされています。

## 11. 保護対象

- (1) 商標とは、図形的に表現可能で、取引過程において自己の商品又は役務を他人の商品又は役務と識別可能なものをいい、視覚的に認識できる必要はありません。
- (2) 言葉、ラベル、色彩、包装の態様又はこれらの組み合わせ、立体形状、音響 (Sound mark)、芳香 (Fragrance mark)、味覚 (Taste mark)、触覚 (Tactile mark) は商標登録が可能とされています。
- (3) また、立体商標 (Three dimensional mark)、団体商標 (Collective mark)、証明商標 (Certification mark) も保護されます。

## 12. 留意事項

- (1) 国際商標登録に関して  
シンガポールは国際商標登録に関するマドリッド協定議定書 (マドプロ) の締約国ですので、国際商標登録によりシンガポール国を指定して商標の保護を求めることができます。
- (2) 周知商標の保護  
周知商標の所有者は、登録、未登録を問わず自己の商標が周知性を有する場合には、他人がその周知商標と同一・類似の商標を使用することを差し止めることができます。
- (3) 不使用による取消し  
登録商標が指定商品又は役務について5年以上使用されていないときは、第三者の請求により登録商標を取消されることがあります。
- (4) ディスクレーマー  
出願人は、商標を構成する部分に識別性を有しない部分を含むような場合には、当該部分については権利行使しない旨を宣言して登録を受けることができます。
- (5) 連合商標 (Associated mark)、防護標章 (Defensive mark)

これらの商標制度は 1999 年に廃止されました。